

ふるさと納税の受け入れに関わる自治体の対応

梶原 晶

- 1 はじめに
- 2 ふるさと納税をめぐる先行研究
- 3 近畿6府県の対応
- 4 まとめ

1 はじめに

ふるさと納税制度が2008年に開始されてから、10年以上が経過した。ふるさと納税制度は、市民が自治体への寄付を行った場合に、住民税と所得税の税控除を行う仕組みである。2015年からは5つの自治体までの寄付であれば、特例申告書を提出することで確定申告が不要となる「ワンストップ特例制度」が導入されたことに伴い制度利用者が急増している。総務省の調査によれば、2020年度のふるさと納税の受け入れ件数は2333万件を超え、受け入れ金額も4800億円を超える規模となっている¹⁾。今日では、ふるさと納税の寄付を仲介する複数の企業のサイトのCMがテレビでも多く流されており、市民の中にも相当程度定着しているものと言えるだろう。

このふるさと納税をめぐる多くの議論が起こされてきた。制度自体の性質をめぐる議論があり、各自治体の政策上の創意工夫を促す肯定的な側面が示される一方で、寄付金獲得をめぐる自治体間競争の過熱や、制度利用が高所得者の節税目的化している点、財源調整制度としての不十分さなど否定的側面が

1) 総務省 (2021) 「令和3年度ふるさと納税に関する現況調査について」

指摘されている。そこで、本稿では制度の評価関わる見解を分析した上で、実証研究における議論の展開について確認する。そして、既存の研究の発展の方向性として、自治体レベルでのふるさと納税の受け入れ政策に注目する。本稿で注目する受け入れ政策は、寄付金の受け入れ金額や件数、返礼品の有無と数、寄付金の使途の関する選択肢の提示や情報公開の在り方である。これらに関して近畿6府県下の市町村データを分析して、受け入れ政策の在り方について記述的に明らかにする。

2 ふるさと納税をめぐる先行研究

本章ではふるさと納税に関わる先行研究に関して整理を行う。ふるさと納税に関しては制度開始前からその是非をめぐり議論が行われてきた。そこで、ふるさと納税の制度評価をめぐる肯定的意見と否定的意見について整理を行う。次にふるさと納税の制度利用をめぐる制度利用者（納税者・市民）に注目した議論と具体的な自治体の受け入れに関わる分析についてまとめていく。

(1) 制度の評価

ふるさと納税制度は、2008年の地方税法の改正によって、寄付金税制制度が変更され、自治体に対する寄付について、住民税と所得税への税控除を行う仕組みを大幅に拡大したことに始まる。この端緒は福井県知事であった西川一誠氏の提唱により、地方出身者が自分の生まれ故郷等への財政的な貢献が可能となる「故郷寄付金控除」のアイデアであり、総務省に設置された「ふるさと納税研究会」での具体的な制度検討を経て実現につながった（西川 2011）。なお、制度検討に際しては、寄付控除の対象先を出生地や育成地といった出身地・縁故地にのみに限定することはせず、納税者が任意に選択できることとされた点に特徴がある（総務省 2007）。

こうした納税者の選択を重視した制度設計がとられたことにより、現状のふ

るさと納税制度においては、納税者は全国から自由に自治体を寄付先として選択することが可能となっている。これらは、納税者・自治体の双方でメリットがあるという。納税者の側では自身の納める税に対する意識が高まり、納税者の自己決定権を高めて政策へのより積極的な関与を可能にする（肥沼 2017）。

自治体の側では寄付の受託先となるべく競争が生まれることが想定されており、これらは安倍政権期に盛り上がりを見せた地方創生の政策手段としての有効性が指摘されている（保田・保井 2017）。また個々の自治体の財政の面からも、ふるさと納税によって財源獲得に成功している自治体では、寄付の受け入れによって財政状況が好転している例もあるほか、寄付者による使途の一定の指定が存在するものの、比較的自由度の高い自主財源獲得手段として重要性が増していることが指摘されている²⁾。

この他に返礼品として用いるための地場産品の需要拡大によって、地域産業及び経済の活性化効果が指摘されるほか（川崎 2016）、自治体のシティ・プロモーションの重要な手段となっている点が指摘される（安田・小山 2016）。

上記のような肯定的な評価がある一方で、多くの否定的見解があることには論を待たない。代表的なものとしては、第1にふるさと納税による財源の移転が健全な自治体間の政策競争の側面を超えて、寄付金財源の奪い合いにつながっていることが指摘される。これらは泉佐野市に代表されるように過度な返礼品を謳うことで、寄付の受託先となることを目指した自治体の行動を誘発した点からも明らかである。また自治体としては返礼品競争に参加しなければ、寄付受託先として選択されないだけでなく、住民の他自治体への寄付による財源流出の可能性もあることから、一種の租税競争の側面を有していることも指摘されている³⁾。

2) 例として、岐阜県美濃加茂市におけるふるさと納税による財源獲得による自主財源比率や経常収支比率等の市財政への正の影響について、市職員である神野がまとめている（神野 2020）。

3) 租税競争の側面を指摘するものとして、深澤（2019）を参照。ただし2019年の制度改正

第2に、受益と負担の原則からの乖離の問題である。ふるさと納税は、居住自治体が供給する自治体サービスの対価として住民が支払うべき税金を寄付によって他自治体に流出させることになるが、これがサービスのただ乗りにつながる側面がある。また寄付の受け入れよりも流出が多い都市部の自治体では、ふるさと納税による財源流出の影響が無視できない額ともなっている点にも留意が必要である⁴⁾。

第3には、マクロな財源移転の効果の問題である。ふるさと納税では、個々の納税者の寄付により、多くの住民が居住し相対的に財政力の強い自治体から弱い自治体への税源移転と自治体間税収格差の是正も期待されていた。もちろん全体としてみれば、都市部の自治体から非都市部への財源の移動の傾向は確認できるものの（矢部・笠井・木下 2017；富田 2017；須山 2020）自治体間の税格差の是正や再分配としての役割を果たすほどの効果は見られない（佐藤 2021；木村 2021）。

(2) 個人レベルの研究

上記では制度をめぐる評価について整理したが、ふるさと納税をめぐる研究には納税者のレベルにその分析の対象としているものが存在している。ふるさと納税は寄付税制の一環であることから、通常の寄付行為との関連が議論されており、一般的信頼や互酬性規範などの意識が、他の寄付同様にふるさと納税の利用にも影響を耐えていることが示されている（高橋・要藤・小嶋 2018）。

によって、ふるさと納税の寄付者に対する返礼品は、寄付額の3割とされ、一定の歯止めがかけられている。実際、返礼品の還元率の高さを魅力として打ち出していた自治体への寄付の件数や金額は制度変更後には低下しているとされ、使途や具体的な政策プログラムの魅力によって受託先となるような健全な競争が促されることにつながっているとされる。しかし、もちろん海産物や特産品といった返礼品自体の豊富さや魅力を打ち出した自治体への寄付には継続的に人気が集まっている点も同時に指摘されている（橋本・鈴木 2021）。

4) 住民による多自治体への寄付による財源流出に関しては、地方交付税の交付団体の場合はその4分の3が交付税措置されるのに対して、不交付団体の場合には財源流出がそのまま減収となる点は深刻である（特別区区長会 2020）。

しかし、先に返礼品競争について述べたが、返礼品の存在がふるさと納税の寄付の大きな動機となっていることは否定しがたく、利他的側面よりも利己的側面が強調されている⁵⁾。

(3) 受け入れをめぐる自治体の対応

これまでにはふるさと納税の制度の評価をめぐる議論と、個人レベルでのふるさと納税の利用者に関わる分析を整理してきたが、ここでは自治体のふるさと納税の受け入れに関わる政策に注目する。

先行研究の中では自治体のふるさと納税の寄付の受入金額や受け入れ件数について分析したものが存在する。例えば須山（2020）はふるさと納税の寄付の受け入れ額と、財政力指数や経常収支比率との相関関係を分析しているが、それらの間には強い相関は見られないとする。ただし、寄付の受け入れ金額と返礼品調達費用や募集関連費用との間には強い相関がみられており、自治体の寄付受け入れに関わる積極性や返礼品調達に費用をかけることが寄付の受託に影響を与えていることを示唆する。もっともこれらの分析は2017年度のデータに基づいた分析であるため、返礼品上限設定が行われた後における自治体の対応とは区分して考える必要がある。

この他にも木村（2021）が2019年のデータを基にして、自治体の寄付受け入れ件数と受け入れ金額、寄付受け入れ金額から費用を差し引いたふるさと納税収支に注目して、自治体一人当たりの所得金額と関係があるのかを市町村別に分析している。木村によれば、市では一人当たりの所得金額が少ないほど受け入れ件数、受け入れ金額、収支が増加する傾向がみられること、村ではふるさと納税に関わる費用を多く支出している自治体ほど受け入れ金額や収支が増加することを計量的に示している。木村の分析は住民の所得といった財政事情や

5) しかし、ふるさと納税における制度利用者が利他的側面を有さないことを意味しない。山村らの研究によれば、返礼品の提供によって被災地のふるさと納税が大きく減少している（Yamamura et al. 2017）。

ふるさと納税の受け入れにかかる費用が、寄付の受託に影響を与えていることを示している。

上記の須山と木村の研究は、自治体レベルの受け入れ政策と実際の寄付の受け入れについて検討した貴重なものである。ただし、自治体の受け入れ政策が返礼品調達費や関連経費にとどまっている点に課題を有しているといえる。そこで本稿では自治体のふるさと納税の受け入れに関わる政策をより詳細に検討していく。その内容は、ふるさと納税の寄付を募る際の返礼品の数に加えて、提示している事業やプログラムの内容と情報公開の在り方である。これらに注目する理由は以下である。第1に、寄付額に対する返礼品の割合の上限設定がされた2019年以降の状況においては、自治体は単に返礼品の金銭的価値の高さや豪華さを他の自治体に居住する納税者に提示して、寄付を募ることができなくなったことが挙げられる。つまり、返礼品の差別化だけでは寄付先としての差別化を図ることが難しくなっている。第2に、返礼品の上限設定によって納税者の側にも返礼品の金銭的価値外の情報がふるさと納税の寄付先選択に与える影響が大きくなったことが挙げられる。既存の一般的寄付に関わる研究においても、受託先となる団体の属性や財務情報、会計情報などが寄付者の受託先選択に影響を与えることが指摘されている（善教・坂本 2017；Duquette 2016；Parsons 2007；Harris and Neely 2016）。

上記2点の理由から自治体がふるさと納税の受け入れに関して取りうる政策選択が、返礼品にかかわる制度変更以前と比較して重要となっていることが示唆される。また同時に、ふるさと納税の受託先となる自治体が提示する情報が、寄付者たる他の自治体の居住する納税者の行動に影響を与えることが予測されるのである。

3 近畿6府県の対応

本章では、ふるさと納税の自治体の受け入れ政策を分析するにあたり、近畿

6府県のデータに基づきその内容を明らかにする。総務省は毎年「ふるさと納税に関する現状調査」を実施しており、全国の自治体にふるさと納税の受け入れ実績と対応に関する調査を実施している。ここではその調査データから、「令和2年度ふるさと納税に関する現況調査」の結果に注目して、近畿6府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の市町村データを筆者が集計・加工したものをを用いて分析していく⁶⁾。なお、令和2年度の調査において明らかにされているのは、令和元年（2019年）に受け入れたふるさと納税の寄付に関わるデータとなる。

本稿で調査の対象とするのは、近畿6府県下の198市町村のふるさと納税の受け入れの政策であり、都道府県に関してはその対象から外している。近畿6府県下の市町村の都市区分については表1に示している。ここでは自治体の規模と区分を明確にするために、市に関しては政令市、中核市、特例市、一般市に4区分し、さらに町村との比較を行う。また一般に市町村のうち、人口が4000人未満のものは、小規模自治体と区分されることから、これらを別に区分している。

表1 近畿6府県の自治体区分

政令市	4
中核市	13
特例市	5
一般市	89
町村	87
うち小規模自治体（人口4000人未満）	20
自治体合計	198

6) これらデータは総務省WEBサイト「ふるさと納税ポータルサイト」の「関連資料」から入手が可能である。

(1) 寄付件数と寄付金額

ふるさと納税制度によって、他の自治体の住民から寄せられた寄付の件数と金額に関して概観するために、表2に寄付件数と寄付金額の近畿6府県内の上位20自治体を示している。2019年6月に導入された「ふるさと納税に係る指定制度」により、2019年6月以降大阪府泉佐野市と和歌山県高野町は制度から除外されることになるが、5月末までの実績に限定されるにもかかわらず、泉佐野市が年間を通して寄付の件数と金額において近畿ではトップであることが理解できる。

表2 令和元年度における寄付件数と寄付金額の近畿上位20都市

順位	市町村名	寄付件数	市町村名	寄付金額
1	泉佐野市	306,927	泉佐野市	18,456,019,719
2	有田市	261,257	有田市	3,512,338,000
3	湯浅町	252,290	湯浅町	2,717,537,466
4	広川町	81,069	大東市	2,490,365,010
5	洲本市	79,404	洲本市	2,400,638,345
6	近江八幡市	57,895	近江八幡市	2,366,941,901
7	御坊市	47,509	加西市	1,995,216,110
8	加西市	45,642	亀岡市	1,094,751,600
9	泉南市	42,834	豊岡市	689,738,177
10	朝来市	27,665	御坊市	594,560,423
11	貝塚市	26,305	高島市	591,486,600
12	大東市	25,516	養父市	544,405,000
13	紀の川市	25,362	朝来市	538,934,034
14	亀岡市	25,285	淡路市	506,271,674
15	淡路市	23,324	神戸市	503,313,629
16	上郡町	21,427	広川町	496,824,655
17	吉野町	21,208	南あわじ市	483,081,500
18	橋本市	20,082	泉南市	476,045,510
19	南あわじ市	19,664	泉大津市	462,112,500
20	有田川町	18,194	東近江市	436,845,000

単位：件

単位：円

(2) 返礼品

上記の寄付の件数と金額はいわば、市町村の取りうるふるさと納税の受け入れ政策の結果の部分である。受け入れ政策として注目されるのは、まず返礼品の有無である。表3にはそれを示しているが、近畿の198の市町村のうち、192とほぼすべての自治体がふるさと納税の寄付者に対して返礼品を送付していることがわかる。

表3 返礼品の有無

	自治体数	割合
無し	6	3.03
有り	192	96.97
Total	198	100

次に返礼品の数に注目する。それを示しているのが表4である。ここでは返礼品の数を都市区分に基づいて分類しているが、市町村全体では平均して215の物品を返礼品として準備していることが理解できる。さらに都市区分で平均値を比較すると、市の区分の中では、規模小さい市ほど、返礼品の数が増える傾向にあることを読み取ることが可能である。また市に比べ町村の返礼品の数は平均して少なくなっており、小規模自治体に限るとより返礼品の数の少なさは際立っている。小規模自治体の場合には、提供可能な返礼品の数自体が限られているという点も考えられ、小規模自治体が、返礼品の準備という点では不利な立場にあることが示唆される。

一方で、市のレベルでは、政令市や中核市といった規模の大きな自治体よりも中規模の自治体の中で平均して多くの返礼品が用意されている。これは返礼品の数によるふるさと納税の寄付を集めるという戦略が、単に都市規模と比例的ではないことを示している。

表4 都市区分で見た返礼品の数

都市区分	割合
政令市	139.00
中核市	215.43
特例市	232.75
一般市	290.09
町村	146.70
小規模自治体（人口4000人未満）	64.35
市町村全体	215.42

単位：個数

(3) ふるさと納税の使途に関わる情報の提示

次に注目するのは、各自治体がふるさと納税の寄付金の使途をどのように定めているのかである。寄付者は先に先行研究でも見たように、返礼品の数や内容によって寄付先の自治体を選択する傾向にある。しかし、寄付先の決定に際して、その使い道について指定することも同時に可能な場合には、寄付者は自分の寄付金の政策的な効果や帰結について考慮することもできる。よってこれら情報が自治体から示されることは、寄付者の行動に影響を与えることがありうる。表5に示すように、大半の自治体では寄付金の使途の関する選択肢を提示しているものが大半である。ただし、より詳細に検討すると、自治体によってバリエーションが存在している。

表5 使途の選択肢の提示

無し	5	2.53%
有り	193	97.47%
	198	100.00%

次に表6であるが、ここでは表5で使途の選択肢を提示している193の自治体に関して、寄付金の使途を、教育や医療、まちづくりなどの大まかな政策分野を提示して寄付を募っているか否かを「政策分野の提示」、さらに政策分野のな

かの具体的な事業の政策を寄付者が行うことが可能かどうかを「具体的事業の選択」、さらに、具体的な事業の選択に目標金額を設定して寄付を募る方式を「クラウドファンディング」として区分して示している。これら3つの方式は用途をどの程度限定するのかという自治体の選択を表すものと言える。ただし、これらの3方式は、相互に排他的ではなく、複数の方式を組み合わせることが可能である。

表6に示す通り、「政策分野の選択」に関しては90%を超える自治体が行っているが、「具体的事業の選択」に関しては約27%、「クラウドファンディング」に至っては、約15%となっており、用途の限定性が強い方式に関しては、自治体の導入状況は高くはない。

表6 分野事業選択に関わる限定性

	政策分野の選択	具体的事業の選択	クラウドファンディング
無し	5.56%	73.23%	84.85%
有り	94.44%	26.77%	15.15%
合計	100%	100%	100%

さらに、これら用途の限定性を都市区分で見たものが表7である。都市区分に注目した場合、用途の限定される「具体的事業の選択」や「クラウドファンディング」の導入状況は規模の小さな自治体ほど積極的ではない傾向が明らかであり、特に小規模自治体では極端に低い。これらの状況から、ふるさと納税により獲得される財源をどのように使うのかという点に関して、自治体によって大きく戦略が異なっている点、また規模の小さな自治体ほど寄付金の用途が限定されないことを望んでいる点が理解できる。もっとも予算規模の小さな自治体ほど、具体的な事業に対して、継続的な確保が必ずしも期待できないふるさと納税に寄付金の財源を充てることは、その事業の継続性の観点から困難であることも想像されるところである。

表7 都市区分で見た分野・事業の限定性

都市区分	政策分野の選択	具体的事業の選択	クラウドファンディング
政令市	100.00%	100.00%	75.00%
中核市	100.00%	42.86%	21.43%
特例市	100.00%	50.00%	50.00%
一般市	94.19%	30.23%	18.60%
町村	93.33%	16.67%	6.67%
小規模自治体(人口4000人未満)	75.00%	10.00%	0.00%
市町村全体	94.44%	26.77%	15.15%

(4) 情報公開

最後に情報公開のあり方について検討する。ここで検討する情報公開とは、4点である。第1に、ふるさと納税による寄付金の受け入れ状況を公開しているかどうか、第2に寄付金を活用した政策や事業に関わる自治体の活動情報を事後的に公開しているかどうか、第3に実際に寄付を行った人物に対してこれら情報を通知・報告しているかどうかである。さらに第4に、一度寄付を受けた場合に、自治体から寄付者に対して、さらなるふるさと納税関連情報やふるさと納税に関わらなくとも自治体の政策情報や広報紙等を送るなど、自治体が寄付者と継続的な関係構築を図ろうとしているかどうかといった点を合わせて検討する。

表8には、上記の自治体の情報公開の在り方を都市区分に分けて検討したものである。寄付の受け入れ額の公表に関しては、都市区分や自治体の区分に関わらず実施されていることがわかる。政令市ではいずれの方式の情報公開にも積極的ではあるが、それ以外の自治体は、寄付者自身への情報開示や継続的な関係構築を目指した情報提供には必ずしも積極的ではない点が指摘できる。特に町村や小規模自治体では、寄付者との関係構築や情報開示だけでなく、一般への情報公開や寄付者への活動状況の公開についても消極的である点が示されている。

表8 都市区分で見た情報公開の程度

都市区分	受入額実績 公表	活動状況公開	寄付者自身 への報告	寄付者との継 続的關係構築
政令市	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
中核市	92.86%	92.86%	50.00%	28.57%
特例市	100.00%	100.00%	75.00%	50.00%
一般市	94.19%	82.56%	45.35%	41.86%
町村	90.00%	70.00%	33.33%	22.22%
小規模自治体(人口4000人未満)	80.00%	55.00%	30.00%	15.00%
市町村全体	92.42%	78.28%	41.92%	33.33%

4 まとめ

本稿では、ふるさと納税の自治体の受け入れ対応に焦点を当てた。そのうえで、ふるさと納税の制度の評価をめぐる議論を中心に個人レベルでも進められている先行研究も概観しながら、一部で行われている受け入れ対応をめぐる自治体の対応に関わる先行研究についても参照した。また、ふるさと納税に対する自治体の対応をめぐる分析が寄付の受け入れ金額や件数を中心に進んでいることを確認した。そこでより具体的な自治体の受け入れ政策を検討するために、近畿6府県の2019年のデータを用いて、寄付の受け入れ金額や件数の他に、返礼品の準備、寄付金の用途の限定性に関わる情報の提示や寄付者・一般市民に対する情報開示の状況を記述的に明らかにした。

ここでは、特に都市の区分や自治体の規模によってこれら受け入れ政策が大きく異なっていることが明らかにされた。返礼品の準備に関しては、政令市のような大規模自治体や町村や人口規模の小さい自治体よりも中規模の自治体で、より多くの返礼品を準備していることが分かった。また寄付金の用途が限定されることやふるさと納税に関わる情報公開も都市規模の小さい自治体ほど消極的である点も明らかになった。

もっとも本稿で用いたデータは、単年度のかつ近畿に限定されたものであることには十分な留意が必要である。今後、データを複数年度に拡張して、全国規模での分析を行うことが求められる。また複数年度のデータセットを整備することで、これらが自治体の政策自体が寄付を呼び寄せ要するのか、あるいは、受け入れる寄付の動向や社会経済変数が自治体の受け入れ政策自体を規定しているのかといった因果関係に関わる分析に発展させていく必要がある。

参考文献

- 川崎一泰. 2016. 「官民関係の新しい戦略」飯田泰之・木下斉・川崎一泰・入山章栄・林直樹・熊谷俊人. 『地域再生の失敗学』光文社新書, 第2章.
- 木村高宏. 2021. 「ふるさと納税の計量的検討: 2019年を例に」『金沢法学』64巻1号, pp. 15-36.
- 肥沼位昌. 2017. 「人口減少とふるさと納税」『自治体学』30巻2号, pp. 22-24.
- 佐藤良. 2021. 「ふるさと納税の現状と課題: 返礼品競争への対応と残された課題」『調査と情報』, No. 1147, pp. 1-12.
- 神野浩明. 2020. 「自治体における財源確保策としてのふるさと納税」『生活経済政策』No. 282, pp. 23-28.
- 須山聡. 2020. 「ふるさと納税にみる所得再配分機能と地域振興」『駒澤地理』56号, pp. 1-21.
- 善教将大・坂本治也. 2017. 「何が寄付行動を促進するのか—Randomized Factorial Survey Experimentによる検討—」『公共政策研究』17号, pp. 96-107.
- 総務省. 2007. 「ふるさと納税研究会報告書」
- 高橋勇介・要藤正任・小嶋大造. 2018. 「ふるさと納税は寄附か—ソーシャルキャピタルの視点からの実証分析—」KIER Discussion Paper No. 1707.
- 富田武宏. 2017. 「ふるさと納税制度による税源の偏在は正機能と限界」『立法と調査』386号, pp. 88-100.
- 西川一誠. 2009. 『「ふるさと」の発想—地方の力を活かす』岩波新書.
- 橋本恭之・鈴木善充. 2021. 「ふるさと納税制度の見直しの影響について」『関西大学経済論集』70巻4号, pp. 557-571.
- 深澤英司. 2019. 「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」『レファレンス』No. 818, pp. 53-79.
- 安田信之助・小山修平. 2016. 「地域経済活性化とふるさと納税制度」『城西大学経済経営紀要』34号, pp. 49-78.

- 保田隆明・保井俊之. 2017. 『ふるさと納税の理論と実践』 事業構想大学院大学出版部.
- 矢部拓也・笠井明日香・木下斉. 2017. 「『ふるさと納税』は東京一極集中を是正し、地方を活性化しているのか：都道府県・市町村収支データと財政力との関係から考える」『徳島大学社会科学研究』31巻, pp.17-70.
- Yamamura, E., Y. Tsutsui and F. Ohtake. 2017. "Altruistic and selfish motivations of charitable giving: Case of the hometown tax donation system in Japan", The Institute of Social and Economic Research Discussion Paper, No.1003.
- Parsons, Linda M. 2007. "The Impact of Financial Information and Voluntary Disclosures on Contributions to Not-For-Profit Organizations." Behavioral Research in Accounting 19(1): 179-196.
- Harris, Erica E. and Daniel G. Neely. 2016. "Multiple Information Signals in the Market for Charitable Donations." Contemporary Accounting Research 33(3): 989-1012.
- 総務省自治税務局町村税課 (2020) 「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和2年度実施）」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/topics/20200804.html (2021年12月16日アクセス確認)
- 総務省ふるさと納税ポータルサイト：関連資料ページ
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/archive/
(2021年12月26日アクセス確認)
- 特別区区長会 (2020) 「「ふるさと納税制度」に対する特別区緊急共同声明」
http://www.tokyo23city-kuchokai.jp/katsudo/pdf/shucho/r02_statement01.pdf (2021年12月26日アクセス確認)